

令和5年第4回定例会

江東区教育委員会会議録

令和5年4月27日（木）

江東区教育委員会

令和5年第4回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和5年4月27日(木)午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年4月27日(木)午前11時30分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、本田和恵(教育長職務代理者)、安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、木内教育支援課長(教育センター所長兼務)、笠間地域教育課長、榎本江東図書館長、関戸深川図書館長、菅原文化観光課長

6 議題

日程第1 議案第17号 江東区文化財の指定

7 報告事項

- (1) 令和5年4月7日現在の児童・生徒数について
- (2) 令和5年度新1・7年生の学校選択結果について
- (3) 令和5年度教員の異動状況について
- (4) 令和5年度江東区教育委員会研究協力校(園)等について
- (5) 令和4年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況について
- (6) 「江東区SNS教育相談2022」の実施結果について
- (7) 令和4年度就学相談の状況について
- (8) 江東区文化財の登録について

8 協議事項

- (1) 令和6年度使用教科用図書採択について
- (2) 江東区立学校教科用図書採択資料作成委員会委員について

9 審議概要

本多教育長 ただいまより令和5年第4回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。浅野委員、本田委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第17号 江東区文化財の指定を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。
次長。

杉村事務局次長 議案第17号 江東区文化財の指定。
上記の議案を提出する。
令和5年4月27日。提出者、江東教育委員会教育長、本多健一郎。
令和4年11月24日、江東区文化財保護条例第27条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、令和5年3月9日、同審議会より答申を得たので、これを尊重し、江東区指定文化財について本案を提出します。

本多教育長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 それでは、恐れ入ります。資料1を御覧願います。
今回、江東区文化財の指定についてということで、文化財の指定といたしまして、船大工の潮見2-9-16、佐野龍太郎様を無形文化財として指定をするものでございます。

船大工は、船番匠とも言われましたように、大工から分かれた技術でございます。江戸時代の中期には、全国に棚板づくりの船が普及しておりまして、いわゆる和船というものが生まれております。板の継ぎ目をのこぎりですり合わせをいたしまして、榎（まき）という、木の皮を繊維状に加工した榎ハダを打ち込むという防水加工が特徴の船大工の技術となっております。

佐野龍太郎さんは、昭和27年に、江戸時代より代々船大工を家業といたしますお家にお生まれになりました。大学で造船技術を学びながら、8代目であります父親の佐野一郎氏につきまして和船技術を習得されております。和船製造の機会が少ない現在におきまして、詳細な設計図の作成、それから、和船の保存、これらを図るなど、確実に後の世代へ技術を継承していく、そういったことに努めていらっしゃいます。

江東区は海に面しておりまして、堀割が多いという土地柄がございます。過去より和船が暮らしに深く関わっておりました。船大工が多く住んだという小名木川の南岸にも、海辺大工町と名づけられた町もかつてはございました。

しかしながら、昭和30年代に入りますと、和船の需要が減少いたします。船大工もそれに伴い希少な存在となっております。現在、江東区における船大工は、佐野龍太郎さんが所属する佐野造船所のみとなっております。佐野さんの技術は大変貴重なものでございますので、今回、文化財の指定をさせていただくものでございます。

なお、佐野造船所につきましては、平成24年10月に、江東区登録

無形文化財の保持団体として、認定を受けております。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
資料1の平成24年10月10日登録というのは、これはどういう意味ですか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 文化財の指定の前段といたしまして、文化財の登録というものが必要になります。この登録が平成24年10月10日に行われているといったところでございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 佐野さんのところと江東区との関わりというのは、今どのような感じになっているのでしょうか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 江東区でも和船を所有しておりますので、こちらの修繕ですとか、そういったものは佐野さんをお願いをしていると。そういった関わりがございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 すみません、もう一つ。こういった文化財、今回の方のような指定をすることで、教育委員会として、負担ではないですけれども、管理とか、何か資料として残していくとか、そういう部分ですとか、あと、具体的なお金として継続的にかかっていくようなことがあったら、教えてもらえますか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 まず、文化財として登録をされますと、奨励金というものをお受け取りいただけるようになります。その後、指定に変わりますと、この金額が増えるといった形になりますので、より保護の度合いが強くなる。そういった性格がございます。

なので、金銭的な面でいうと、登録から指定になりますと、その分、こちらから奨励金としてお出しする金額が増える。受け取ったほうは、それをもとに、より保護に努めていただく。そういった形になります。以上でございます。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。議事進行上の関係から、順序を変更し、初めに、報告事項8 江東区文化財の登録についてを事務局より説明願います。

文化観光課長。

菅原文化観光課長 それでは、恐れ入ります。資料9を御覧願います。

江東区文化財の登録について。文化財の登録。有形民俗文化財、貝漁及び鰻漁関連資料9点の登録でございます。

本資料は、裏面に9点、写真を掲載してございますが、本資料につきましては、区内に伝えられております貝漁、それから鰻漁に関する用具でございます。漁業協同組合が昭和37年12月に漁業権を放棄する以前に、組合員の方が使用していたものでございます。

本区の漁業につきましては、寛永6年、1629年に、深川獵師町というのが成立してございまして、これが現在の清澄、佐賀、永代付近になります。こちらを中心に発展してまいりまして、そこで生産された江戸前の魚介類が江戸庶民に大変好まれるようになりました。享保20年、1735年には、『続江戸砂子』という、これは江戸中期の江戸の地方誌といった書物になります。こちらの書物の江府名産、要は名産の紹介、こちらの記述の中に、江戸及び周辺地域の名産が書き上げられておりますけれども、その中に深川鮓、それから深川蛤、深川鰻、深川蠣、こういった記述が認められております。その後、明治、大正、昭和と漁業が

続けられてまいりましたが、埋立て、それから海の汚染などによりまして、昭和37年に漁業協同組合が漁業権を放棄するといったことになってございます。

このように、過去にはかなりの漁業の生産者が貝漁や鰻漁に従事しておりました。江戸東京の食文化を支える一端を担っていたわけでございます。

裏面の全9点の用具でございますが、その際、実際に使用された用具でございます。区の歴史文化、ひいては江戸前を語る上で欠かすことができない貴重な資料であると考えております。そういった意味では、今回登録された用具は、将来にわたって伝えるべき貴重な民俗資料ともなりますので、今回、登録をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 この登録された点数は、どこかで展示されるのでしょうか。

本多教育長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 こちら、漁業の道具ということで、中川船番所資料館、こちらのほうで展示してございます。
以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。
こちらは実際に使われていたというお話でしたが、昭和37年の頃まで使っていたということだと思えるんですけども、今まではどうしていたんですか。

本多教育長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 今までは、漁業協同組合にかつていらっしゃった方がお持ちだったものを御寄贈いただきまして、それを機に今回登録に至っている。そういった状況でございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 続けてすみません。では、区としてこれをお預かりして、保管、維持を続けるということだと思えるんですけども、具体的に補修ができるんですか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 当然、現状は修理は不要な状況ではありますが、今後、展示等をつけていって、劣化等も考えられますので、その後、予算の範囲内にはなりますが、可能な限り、後世に残していくべき遺産でございますので、きちんと管理してまいりたいというふうに考えてございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
これらの道具を、例えば船番所に行くと、この道具はこういうふうに使うんだよと御説明できる方が実際にいらっしゃると思ってよろしいですか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 実際に説明して回る職員がおりますので、今、船番所の次長さんがすごく詳しくて、私も施設見学に行った際には、ぐるっと全て説明いただきましたので、これらの業務についても、きちんと説明を求められれば、お答えできる。そういった状況でございます。
以上です。

安 部 委 員 ぜひぜひ、あるだけだと意味がないので、それを伝えていく意味では、お話しできて、説明ができる方がいないと、一体にならないと思っているので、ぜひよろしく願いいたします。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

今、いろいろお話がありましたけれども、中川の船番所資料館とか、それから深川の江戸資料館とか、あと、芭蕉記念館とか、江東区にある本当にとってもすばらしい記念館ですし、資料もとてもいいものがありまして、見に行くと僕も勉強になりますし、今、ちょっとずつ外国人観光客も増えてきて、この間も行ってみたら、外国の方がいらっやっていましたけれども、ぜひ文化観光課含め、我々もそうですけれども、資料

館を有効に活用して、そして、多くの方に来ていただけるように、また文化観光課のほうでも御努力いただければと思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

なお、ここで、文化観光課長につきましては、他の公務がありますので、退席をいたします。ありがとうございました。

菅原文化観光課長 失礼いたします。

本多教育長 続いて、報告事項1 令和5年4月7日現在の児童・生徒数についてを説明願います。

学務課長。

賀来学務課長 それでは、資料2、令和5年4月7日現在の児童・生徒数についてを御覧ください。

左側の大きな表が小学校、右上が中学校、右下が幼稚園、さらに表の一番下については義務教育学校について、それぞれ本年4月7日現在の児童・生徒、園児数と学級数を記載しています。

まずは小学校について、一番下の合計欄を御覧ください。全ての学年の合計で、児童数は2万4,499人、学級数は836学級となっています。

次に、右側、中学校の合計は、生徒数が8,061人、252学級となっております。

また、一番下の義務教育学校有明西学園は、前期課程が1,071人、32学級、後期課程が291人、9学級、合計で1,362人、41学級となっています。

昨年の同日現在との比較ですが、小学校及び義務教育学校前期課程の合計は108人、17学級の増となっています。

小学校等については、法改正により、段階的に全学年の35人学級化が進められており、昨年度は1年生から3年生までが対象でしたが、今年度は4年生までが対象となっております。そのため、人数の増加に比べて、学級数の増加が大きくなっている状況です。

次に、中学校及び義務教育学校後期課程の合計につきましては、昨年度比で25人、1学級の増となっております。

なお、中学校1年生及び義務教育学校7年生については、東京都の加配措置により、35人学級、またはチームティーチング、もしくは少人数指導を選択できることになっております。

最後に、右下の表、幼稚園の合計は、園児数745人、45学級で、昨年度との比較では、園児数が143人の減、学級数は同数となっているところでございます。

簡単ですが、児童・生徒数の報告については、以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 全体的な話なんですけれども、江東区は、学級数も増えるし、生徒数もまあまあ増えているんですけれども、東京全体から見て、江東区の児童・生徒数、学級数の問題とか、また、日本全国、少子化と言われていますが、そういった点から見て、鳥瞰的に見ると、江東区というのはどのような理由でというか、増えていくのか。今後も、来年も再来年もこのまま増え続けていく見通しなのか。総合的な話でいいんですが、どのように捉えているのでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 全国的という意味で、やはり少子化が進んでいるということで、地域によっては減少が大きく進んでいるところもあるかと存じます。

ただ、江東区につきましては、現段階の収容対策の見込みの中では、恐らく8年度あたりがピークに、緩やかにピークを迎えて、また緩やかに8年度から減少していくようなイメージで見込んでいるところでございます。

ただ、こちらの収容対策につきましては、また新たな推計によって、5月に会議を持つこととなっております。そういった部分を参考に全体の数字は見ていきたいと考えております。

以上でございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 引き続きですけれども、さっきもちょっと話したけれども、保育園も増えているんですが、幼稚園についての見込みというのは今後どうなるのでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 幼稚園は、確かに御指摘のとおり、大きな減少傾向にあるところでございます。ただし、今年度、なでしこ幼稚園が3歳保育を始めたということもありまして、減少のスピードという意味では、一定程度緩やかになったところでもあります。

ただ、やはり社会的状況の変化ということで、共働き世帯が江東区は特に多いといったところがあるので、保育園を選択される方というのが増えてきているというところがございます。

江東区の区立幼稚園については、今後のあり方基本方針というものが

ありまして、その中で、これから3園4園と廃園が進んでいくといったところもございますので、それで園が一定程度、地区ごとに集約されていく形になりますので、そういった動向を見ながら、また、江東区の長期計画後期といったところの見直しがされますので、そこで人口の再推計といったものが始まったときに、年少人口がどのように動いていくかという部分も見ていく必要があります。その辺りも勘案しながら、また考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和5年度新1・7年生の学校選択結果について説明願います。

学務課長。

賀来学務課長 それでは、資料3、令和5年度新1・7年生の学校選択結果についてを御覧ください。

1ページが小学校及び義務教育学校前期課程、2ページが中学校及び義務教育学校後期課程となっております。

こちらにつきましては、本資料につきましては、3月7日の教育委員会におきまして、当選者、補欠者の結果を御報告しておりますが、今回は最終的なまとめの報告となっております。

まず、表の左側の記号について説明させていただきます。二重丸がついている学校につきましては、学校選択希望者が受入れ可能人数を上回ったため、抽選を実施した学校となっております。小学校及び義務教育学校前期課程で15校、裏面の2ページの中学校及び義務教育学校後期課程では21校ございました。

すみません。1ページに戻りまして、黒いひし形がついている学校、こちらにつきましては、収容対策上困難といった理由から、原則として学校選択希望を受け付けなかった学校でございます。選択希望を受け付けるのは、兄弟が在学中か、通学区域内に転居が確実な場合のみとなっております。小学校8校が受付不可の学校とされており、中学校はゼロ校となっております。

次に、数値の内容について説明させていただきます。1ページの上から3番目の八名川小を例に例えながら御説明いたします。まず、一番左の令和4年11月25日現在、区域内対象数は、入学前年の11月に八名川小の通学区域内に対象となる児童が58名いたことを示しており、隣の令和5年4月7日現在入学者数は、実際に八名川小に入学した人数は62人であったことを示しております。この62人のうち、八名川小

の通学区域内からの入学者は52人、通学区域外からの入学者は10人となつてございます。

また、通学区域外からの入学者10人の内訳としましては、学校選択10人、指定校変更ゼロ、区域外就学ゼロ名となつているところでございます。

最終的に学校選択の希望がかなわず指定校へ入学となつた人数は、補欠残人数の欄に表示しておりますが、八名川小については5人となつているところでございます。

なお、右側に参考として示されている別表は、各学校の通学区域から通学区域外の区立小学校へ入学する児童数を表しています。八名川小の通学区域からは、学校選択により1名、指定校変更によりゼロ名の、計1名が八名川小以外の区立学校に入学したということになってございます。

表の一番下を御覧いただければと思います。合計について申し上げますと、小学校及び義務教育学校前期課程46校については、左から4番目の欄になりますが、通学区域内からの入学者は3,706名、通学区域外からの入学者は566名、そのうち学校選択は549名、指定校変更は12名、区域外就学が5名となつており、補欠残は58名となつてございます。

2ページのほうの中学校及び義務教育学校後期課程24校についてですが、こちらの合計欄でございまして、通学区域内からの入学者は2,065名、通学区域外からの入学者は657名、そのうち学校選択は640名、指定校変更は6名、区域外就学が11名となつており、補欠残はなしとなつてございます。

さらに、小中学校共に、一番下の欄外の部分に、学校選択児童・生徒の割合を表示しておりますが、これは学校選択者数を4月7日現在の入学者数で除した数値でございまして、こちら、令和5年度については、指定校変更も含めた他校選択割合は、小学校及び義務教育学校前期課程が13.1%、中学校及び義務教育学校後期課程が23.7%となつてございます。

こちらの割合の経年的な変化といったところでございまして、小学校及び義務教育学校前期課程は、平成24年度は指定校変更を含め20.8%でしたが、その後は低下傾向が継続しているといったところでございます。

また、中学校及び義務教育学校後期課程は、令和2年度までは多少プラスマイナスがございましたが、30%程度で推移していたところでございます。令和3、4年度と明らかに減少傾向を示しており、この理由としては、学務課としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由に、公共交通機関等での通学を避けるという意識が働いたものかなと推測しているところでございます。

簡単ですが、学校選択結果の御説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
全体的に1割以上はよそに行っているよということになるかと思うんですけども、個別に見ればいいんですが、地域的な部分で、例えば、
亀戸地区とか、湾岸地区とか含めて、特徴的なこととか何かあるんでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 比較的地域というよりも、学校選択は、やはり第一に保護者さんが考えられるのは、学校の近さといった部分がございますので、それで学区
域内のところで、どこの学校が近いのかと捉える傾向がございます。そ
ういった意味では、特にどこかの地域でというのはなかなかないといっ
たところがございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 裏の中学校のほうを見ますと、いわゆる補欠残ゼロということになっ
ているので、これはみんな希望どおり入れたよということだと思ってい
ます。

表の小学校を見ますと、補欠残が58ということで、2桁の補欠残と
いう学校もあるわけですが、これは当然教室が足りないということ
で入れないんだと思いますが、この状況は、来年もこのままの体制で
やっていくのか、それとも、この数字を見て、補欠残をもっと少なくで
きるような対策を今年は取っていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 来年度のお話かと思えます。取りあえずは、区域内児童数がどのくら
いの数字になってくるのかと。要は、住民登録上の対象の人数というの
がどういうふうになるかということと、あとは、迎える学校の教室
数といったところで、大体基準学級数というのが示されてくるんですが、
まずはその調整が出てくるということ、あとは、その中でどれだけ受入
れをできるか、学校選択を受入れできる幅ができるかということとです。
そこは学校と学務課で協議しながら決める部分もございますので、で

きるだけ学校選択の枠を受け入れられるように、校長先生と連携しながら、協議しながら考えていきたいと思っています。

また、中学校については、私立学校が決まった場合のやり取りを紙でやっていた部分が昨年度までであったんですが、今年度から電子申請でそれを受け付けることによって、その枠を広げていくというような取組を行いましたので、そういったことも考えながら、できるだけ希望を受け入れたいということで進めていきたいと思っています。

以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 今の話を聞くと、毎年違うんですよというふうに聞こえるわけですね。毎年分らないですよと。その年に子どもが多い地域、学校と、それから、選びたい親の気持ちがあって、なかなかこれ、対応が難しいと思うんですが、補欠残になった子どもの気持ちを考えると、僕のお友達は抽選で入ったけど、僕は落ちちゃったということで、ほかへ行かざるを得ないというか、もともとの学校へ行くんだということなんでしょうけれども、大変に難しい学校選択の制度だと思うんですが、これは本当に改善できるんでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 確かに御指摘のとおり、大変難しい問題でございます。補欠残となつてしまった御家庭に対しても、一定程度のケアはやはり必要なのかなという思いもあります。

ただ、やはり住民記録をしている方の人数というのを、まず、地域内のお子さんをひとまずは受け入れる責任というのがございますので、そこを全うして、なおかつ、どれだけ受け入れられるかというところで私たちは一生懸命やっていきたいと考えているところでございます。申し訳ございません。

鈴 木 委 員 分かりました。よく分かっています。ありがとうございました。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 ちょっと念のため1つ教えてください。収容的に受入れが困難な学校が幾つかあると思うんですね。なんです、兄弟枠ですとか、引越しが分かっているとかという部分については受け入れることになっていると。それでも、収容を超えるような可能性があるときというのは、やは

り外れてしまう対象にならざるを得ないのでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 外れるというのは。

安 部 委 員 兄弟枠だから入れてねというパターンも……。

賀 来 学 務 課 長 特例は特例としての扱いなので、そこは基本的に受け入れるという形になっております。

安 部 委 員 収容上、無理でもということですか。

賀 来 学 務 課 長 収容上可能な対策をできる限り行うという。

安 部 委 員 講じるということですね。

賀 来 学 務 課 長 はい。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

収容対策含めていろいろと課題はありますけれども、鈴木委員からもありましたけれども、なるべく学校選択をしているというところでは、受入れについてできることについては、やっぱり検討していくことが必要でしょうし、学務課もどういった背景があるかという分析をしておりますので、そういったところで今後の対策を考えていければというふうに思っているところであります。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和5年度教員の異動状況についてを説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和5年度教員の異動状況について御報告いたします。資料4を御覧ください。

1の一般教員の欄を御覧ください。上段から、区内での転出入、区外からの転入、区外への転出、新規採用、退職というふうになっております。

区内での異動者数は、幼小中義務合わせて52名で、昨年と比べ2名の減少、区外からの転入者は、小中義務合わせて244名で、昨年と比

べて76名の増加、区外への転出者数は、小中合わせて231名で、昨年と比べ74名の増加となっております。区外からの転入者及び転出者共に、昨年より増加しております。

新規採用教員については、約60名の増となっております。これは、小学校の学級数の増や、昨年度の欠員による増が主な要因となっております。

区外から転入した教員にも、本区の教育について十分理解していただき、力を発揮していただきたいと考えており、こうとう学びスタンダードの指導資料を、区外から転入した全教員に配付しております。

また、異動直後の教員が個人情報の紛失など服務事故を起こすケースもありますので、管理職には教職員の状況をしっかりと把握し、適切な早期対応を取るよう指導をしております。

2の管理職の異動につきましては、3月の委員会で御報告したとおりです。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑を願います。
本田委員。

本田委員 先ほどの児童の数と連動してくることだと思うんですけども、教員不足については、現在のところは解消されているということでしょうか。特に特別支援級やつばさ学級とか、そういったところの教職員が少ないという話も聞くのですが、その辺りはいかがですか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 教員不足の件ですけども、特別支援学級とか、そういったところの欠員は今生じていません。

ただ、東京都の配置で教員が不足している状況は、本区では、小学校で3校、3名不足しております。そのうち担任が2名、そして、専科教員が1名です。

この対応につきましては、担任については、算数少人数の加配教員が担任に入るということで、算数少人数がいなくなりますけれども、そういった対応を取っております。

専科の教員につきましては、専科の教科を担当が持つというような形で校内で対応しているところです。

ですから、現在担任が空席になっているとか、そういった状況は生じておりません。

以上です。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 それは産休代理とかの要員不足というのも含めて、今大丈夫というふうに解釈していいですか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 今は正規の配置される教員の数でありまして、また産休とか育休とか、そういったところは代替の教員が見つからずに、暫定的に副校長が担任をしているとか、そういったケースはございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

今の教員不足の件については、教育長会でも、改めて東京都のほうに、こういった状況はもう看過できないということで、しっかり申入れをしてあります。昨年度も話をしてきたにもかかわらず、今年度も同様の事態が起きているということについて、教育長会でもかなり都に対して申入れをしまして、改善についてもっと具体的に進めてくれという話はしています。

今年度足りなかったところについては、要するに、事務作業をする部分でのフォローする支援員、それを教員が足りなかった学校には都から緊急配置という形でしてもらっていて、例えば、副校長が担任に入らざるを得ないような状況とかという部分についてのカバーだったり、要するに、担任がする部分でのカバーもそうですけれども、そういったものをしてもらっています。

あと、東京都のほうも改善の検討委員会を立ち上げるという話をされていて、僕は遅いと言いましたけれども、今さらかという話をしましたが、ここからでもやりますということで話をしているところであります。

本区といたしましても、早急に非常勤の教員の募集ですとか、それから、スタンダード強化講師の効果的な活用とか、そういった部分で、区独自のフォロー体制を取っているところでありますけれども、先ほど指導室長から報告があったように、併せて今年度は新規採用の教員も非常に増えているというところもありますので、採用と育成と確保と、さらに退職をさせないということを含めて、校長先生方にもお話をさせていただいているところであり、連携を図りながらしっかり進めていきたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

ちょっと無理なことかもしれないんですけども、江東区については

こどもが増えていますという状況で、今、1学級の人数を減らすということになっていきますよね。今回は4年生に対しても減らすことで、結果として学級数が増えることになっているのかなと思うんですよね。

でも、教員はいないよと言っているのに、学級数が増えているといういびつな関係で江東区は苦しんでいるのかな、東京都も苦しんでいるのかなと思うんですけれども、例えば、世間一般というか、全国的に見ると減っているかもしれないけれども、うちは増えているほうなんで、今、35人学級とかにしている場合じゃないよみたいな特別な措置で、例えば、40人学級を維持できていれば、教員はここまでかつかつにらずに済んだとかということはありませんか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 教員の配置については定数で管理されていますので、今のところ東京都も35人学級から40人学級の柔軟な対応というのは策として上げておりませんので、必然的に35人を超えれば2つの学級という形になって、そこを区の独自の裁量で、1クラスのままとか、そういったことは、今、対応はできない状況です。

本 多 教 育 長 基本的に、そののこのところについては、こどもの立場に立ってみて、先生が足りないからあなたたちは増やしますよというのは、こどもにとってマイナスになるというところもあるので、何とか先生方のほうで現場で、苦勞しますけれども、対応しているという形だということでは捉えていただければと思います。

我々としては、先ほども言いましたけれども、先生方の総合的な働き方改革も進めていますので、そういった部分では、負担軽減と、あと、できる限りの支援をしながらというところ、それから、安部委員からあった、やっぱり人数が増えているという状況は江東区としてあるところがありますので、そこは東京都の状況、それから江東区の状況という部分では、都教委に重ねてお伝えをしていきたいというふうに思っております。

教員不足はあってはならないことですので、このことについては早急な対応を、教員については都教委のほうで採用しているところもありますので、改めて改善について、我々も当然協力しますと言っておりますので、そういったところも含めて対応を進めていきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

本田委員。

本 田 委 員 繰り返しで恐縮なんですけれども、育児休暇や産休や、それから病欠によって、副校長が担任しなきゃいけないとか何とかとあって、現場が

大分混乱すると思うんですね。一般企業もそうなんですけれども、かつかつで回しているから、結局そういうばたばたになって、子どもたちにも大きく影響が及んできていると思います。産休が取りにくいから子どもをつくらないようにしようとか、そんなふうになってきてしまっているのが世の中だと思うんですね。

なので、何とか代替の先生を少しでも余裕を持って確保するようなのは、江東区としてできるんですか。都に人がどうのこうの、都のルールとかに限らず、江東区として何かそういう策は出すことができるんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 現状としましては、教員が不足しているので、代替の教員が期限付の任用というような形で取られる、あるいは、期限付任用の教員が、引き続き今、学校で産休代替とかで勤務していて、引き続きそこで勤務するというような状況で、足りない状況が発生しているんですね。その結果、やっぱり新たに産休、育休に入る先生方は、代替教員がそっちに取られているので、見つからないという状況があります。

区としては、既に退職した教員、あるいはスタンダード講師、免許を持っているわけですから、そういった講師の方、または、何かの理由で退職した先生方に声をかけて、臨時的に任用できないかどうか、そういったことは呼びかけることはできますけれども、あくまでも東京都の人事ですので、それにのっとった形で進めなければいけない。江東区独自の教員を配置するという事は、現状は考えておりません。

本多教育長 今までの話、総合的な部分ですけれども、全国的に教員不足が発生していて、例えば、東京都も、東京都の教員を増やすために、広島とか、ほかのところで採用選考しているんですね。そうしていますと言うんですけれども、そうすると、地方から教員を取っちゃうことにもなるので、全国적으로お互いにそれぞれのところを何とかしようとする事で、お互いに足を引っ張ることになる。これ、実は23区にも言えることで、例えば、江東区が独自に全部採ることによって、ほかのところに対して、少なくなってしまうということもあるかもしれないんですね。

ただ、何もしないわけにいかないですし、江東区教育委員会として当然すべきことはあるので、そこは今指導室長から説明があったようなところがあって、本区としては、スタンダード強化講師で、優秀で教員の免許を持っていて、退職した教員とかをそこでうまくキープできているんですね。その方々に教科に入っていて、先生方の直接的な負担を軽減したりとか、例えば、教員が足りない状況もカバーし合いながら授業を持ったりとかすることもできているので、ほかの地区と比べると、

負担軽減はできている部分と、対策としては打っている部分、それから、スタンダード強化講師の方々に指導室から直接皆さんにお声かけをして、非常勤教員になってもらえませんかという話もしているので、そういった部分で、足りなくなりそうなところをお願いできる人たちはキープしているというところもありますので、江東区として独自で努力しているところというふうに御理解いただければいいかなというふうに思っています。

あとは、さらに言うと、今、教科担任制を小学校のところで頑張って工夫してやってもらっているんですね。教科担任、教科分担をしているところで、先生方の負担軽減にもなるのと、例えば、1人で1人ずつクラスを全部持っている、先ほど本田委員からもありましたけれども、休みづらいとかという部分がありますが、みんなで分担しているところで、多少なりともそここのところの気持ちの負担というんでしょうか、そこはなくすことができるのか、そういった部分で様々な部分で手を入れて、休めるような形でというところの体制づくりは整えているところはあります。

ただ、どちらにしても、実際問題、足りないという状況があるので、そこをどうしていくかというのは、これは国も含めて総合的に考えなければいけないことだろうと思っています。

もっと言うと、例えば、教員という仕事が非常に大変だという情報がどンドン外へ出ていたり、また、そうやって考えている中で、今、実は売手市場のところもちょっとあるので、教員になりたいんだけど、大変な状況だったらやめて、こっちにしようかなという方々を、何とか教員のほうに持ってくる。そういったことも努力していかなきゃいけない。

そういった部分では、教員になるところでの魅力発信とか、あとは、負担軽減とかいった部分もやっていかなきゃいけないだろうなと思っていますので、これは本当に目先のことだけじゃなくて、先先を考えて、かなり対応していかなければいけないことだなというふうに痛感しています。

当然、国や都がやるべきことというのはありますけれども、それをずっと見ているだけでは全く駄目なので、江東区としてできることをまた考えていきながら、手を打っていきたいというふうに思っていますし、そうすることで、江東区だったら行ってみたいなと思ってもらうことは非常に重要で、例えば、教員の異動、先ほど報告がありましたけれども、公募制度というのがありまして、江東区の教員になりたいという人たちがいれば、公募制度で異動が認められるんですね。

そういったところで魅力発信をしていきながら、異動してきたいという方を増やしていくというところも大事かなと思っていますので、ちょっと戦略的に考えていきたいなというふうに思っておりますので、どう

ぞよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和5年度江東区教育委員会研究協力校（園）等についてを説明願ひます。

指導室長。

飯塚指導室長 では、資料5を御覧ください。

まず、1は、江東区教育委員会研究指定の研究校でございます。（1）は、令和4年、5年度の研究協力校（園）で、今年度2年目を迎え、研究発表会を行います。発表会の日時は、記載はありませんけれども、枝川幼稚園は11月15日、第二辰巳小学校は1月26日、水神小学校は12月8日、深川第三中学校が9月4日に発表となっております。

（2）は、今年度より新たに研究協力校（園）として決定した学校（園）です。令和6年度に研究発表を行います。

（3）は、小中連携の成果をさらに発展させることを目指し、義務教育学校である有明西学園を教育開発校に位置づけております。

（4）は、心の教育を積極的に進める研究校です。いじめや不登校、心の問題の解決に向けては、学校がチームとして指導力を高めていくことが重要です。そこで、それぞれの学校の課題に基づき、心の教育の一層の推進を図っていくことを目指して研究をしております。

（5）は、江東区として取組を推進すべき教育課題について研究を進める教育課題研究校（園）です。区の教育課題の解決や学習指導要領、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた授業、保育の充実を図るために指定しております。こうとう学びスタンダードネクストステージの推進や、個別最適な学びの推進などの教育課題を設定し、研究した成果を周知することとなっております。

（3）（4）（5）の研究校については、文書発表と年度末の研究主任研修会での口頭発表を行って、成果を全校（園）に周知してまいります。本日、委員の先生方には机の上に、昨年度の資料を冊子にまとめたものをお配りさせていただきましたので、後ほど御確認いただければと思います。

裏面を御覧ください。2は、東京都教育委員会の研究指定校です。

（1）は、人権尊重教育推進校で、今年度、大島中学校が令和6年1月19日に研究発表を行います。

（2）は、令和4・5年度東京都教育委員会体育健康教育推進園です。運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で生き生きと生活するための能力の育成を狙い、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を普及することを狙いとしており、豊洲幼稚園が指定されております。

(3)は、小学校の学び方、教え方を改革するため、加配された教員等を活用しながら、小学校高学年における専門性の高い教科指導を実現し、発達段階に応じた指導体制を構築。多面的、多角的な児童理解の促進を図るなど、学校全体の指導体制の転換を図ることを狙いとし、小学校教科担任制等推進校として、東陽小学校が指定されております。

(4)は、令和5年度東京都教育委員会学校と家庭の連携推進事業です。いじめや不登校などの生活指導上の課題に対応するために実施されるもので、学校と家庭の連携を深め課題解決に取り組むもので、小学校が3校、中学校4校が指定されております。

(5)は、不登校児童・生徒数が増加傾向にあり、その要因や背景は複雑、多様化している現状を踏まえ、各学校において、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対し、安心して自己存在感、充実感を感じられる場所を校内に設置して対応できるよう、支援員の配置を行う事業です。小学校3校、中学校12校が指定されております。

これらの指定校の取組の成果を各校(園)に広げていくとともに、本区の教育の充実に生かしてまいります。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑を願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。
ちょっとすみません、基本的なことを教えていただきたいんですが、これ、様々な研究発表の課題といいますか、研究協力だったり、いろいろあると思うんですけども、お題みたいなものはもともと誰かが決めていて、手を挙げるのは、中学校、小学校、幼稚園の各学校が自主的に手を挙げるものであって、この内容についても、先生方とか学校単位で自主的にテーマを決めて進めているというものなんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 基本的に、大枠でこういった研究をというようなところは、区として示しております。それを受けて、そのテーマに沿った内容を各校で取り上げて、立候補というか、手を挙げて、それを指定する。区の施策とも合っているというようなことで、指定を決定するという流れになっております。
以上です。

本多教育長 安部委員。

安 部 委 員 繰り返しますけれども、学校側からの自主的な手を挙げるものという理解で合っていますか。

飯 塚 指 導 室 長 はい。そのとおりです。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和4年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況についてを説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、江東区立中学校及び義務教育学校後期課程生徒進路状況について御報告いたします。資料6を御覧ください。

3月の教育委員会で、令和5年3月17日現在の進路状況について報告しましたが、今回は、令和5年4月17日現在の中学校、義務教育学校後期課程卒業生徒の進路状況についての御報告です。

まず、卒業生徒数ですが、男子1,451人、女子1,322人、計2,773人です。

まず、進路決定者であります。進路決定者は2,755人で、前回の報告2,736人より19名増えており、在籍者数の99.4%となっております。昨年度より0.4ポイント減となっております。

進路の内訳として、都立高校の進学率が49.4%、昨年度より1.7ポイントの増です。国立・私立・都外への進学率は49.2%で、こちらは昨年度より2.3ポイントの減となっております。

次に、未決定者についてです。未決定者数は18名で、在籍者数の0.6%となっております。こちらは、昨年度より0.4ポイント増となっております。3月の報告では、進路未決定者数は37名でしたので、19名の減少となっております。

未決定者18名のうち進学希望は3名です。このうち2名は外国の学校に進学予定です。1名は国内の高校受験を検討しています。そのほか15名については、今後も進路指導を継続して行ってまいります。

なお、令和3年度卒業生の在家庭者数は5名となっておりますが、そのうち2名は、昨年度中に日本国内及び外国の高等学校等へ進学しましたので、御報告いたします。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

ちょっとこの表、違和感があったのが、ざっくり言うと、都立に半分行って、国立・私立・都外が半分という感じじゃないですか。つまり、都立に向かったのがどのぐらいかというのをお示ししたいということなのかなというふうに感じるんですけども、国立と私立と都外で半分ぐらいあるわけじゃないですか。これもある程度内訳があったほうがいいのかなという気がしました。どちらかというと、国立と都立って、国立と私立がくつつくより、ペア的には上なのかなという感覚と、あと、都外でも、要するに、県立高校に行ったとか、そういうことも入るのかなと思うんですよね。となると、私立かそうじゃないかというほうが、一般的なイメージを僕は持ってしまったので、どうなんだろう。大半は私立なのかもしれませんが、どうなのかなというふうには思いました。

あと、未決定者の15名については、進路指導をその後継続していくとおっしゃったと思うんですけども、卒業しちゃっているので、中学校の学校が対応するという事ではないのかなと思うんですけども、一体誰が進路指導を継続していくのか教えてください。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 卒業した未決定者の進路指導ですけども、これについては、学校が引き続き、進路を選択するに当たって指導していくという状況でございます。継続して声をかけていくということです。

また、様々、関係機関、例えば、児童相談所であったりとか、子家センであったりとか、そういったところの関係機関も関連しますので、連携を図りながら、また、スクールソーシャルワーカーとかもいますので、そういったところと連携を図りながら、適切に進路を選択できるように支援してまいります。

また、都立との分け方については、今、御指摘いただいたところを検討して、資料の出し方については考えたいと思います。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、続けて。どうもありがとうございました。

引き続き進路指導、先ほどの15名の方、こういう方は多分、いろいろよくない方向に行ってしまうないように、何とかみんなを守っていかなくちゃいけない、まさにそういう対象なのかなと思いますので、どんどん協力するところは広げてでも守っていくべきかなと。変な犯罪に行ったりとか、社会的に外れていくようなことがないように、もう義務教育

は終わっていることになってしまいますので、それでも引き続き面倒を見ていくような温かい区であるように、皆さん、御協力どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

本田委員。

本 田 委 員 ちょっとそこに関連するんですけども、未決定者の多くというか、
どういう人が未決定なのかという話なんですけど、今、安部委員がおっしゃったように、社会、道を外さないようにという見守りも大事だと思うんですけども、例えば、いわゆるひきこもりであるとか、そういう方であると、また変に関わり過ぎると、それも逆効果だったりとか、いろいろあると思うんですけども、未決定者の内訳というか、どういう事情で未決定かというのは、ざっくりでも教えていただくことはできますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 未決定者の多くは、不登校です。不登校であって、不登校の子ども、通信制であるとか、あとはチャレンジ校であるとか、そういった受験して進学するケースが多いんですけども、この未決定者については、進学の意思が強くない、そういう状況ですね。

先ほども、一昨年度の残りの5名のうち3名はまだ進路が決定していないんですけども、そこに対してもやっぱり同じような状況がございます。だんだんやっぱりそういう不登校によって進学の意思があまり強くない、そういう生徒が増えてきているのかなという実感がございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

先ほど来、本田委員や安部委員からも御心配の意見が出ていますけれども、今、指導室長からも報告がありましたが、学校だけじゃなくて、関係機関、様々関わっているケースがすごく多いので、そういったところと連携を図りながら、今年度、スクールソーシャルワーカーも拡充をしているところがありますので、そういったところをうまく連携していくことが大事なことだと思います。

あと、進路をこれから決めていく中では、学校に書類を作ってもらわなきゃいけないとかという相談もあつたりするので、そういった部分では必ず関わりというのは出てきますので、学校が確実にフォローしていくというところを、しっかりと指導室としても見ていってほしいと

思いますし、我々もそういったところを大事に考えていきたいなというふうに思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 「江東区SNS教育相談2022」の実施結果についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 「江東区SNS教育相談2022」の実施結果について、資料とカードを御覧ください。

本事業の目的は、1にあるように、いじめ、不登校、友人関係、家庭環境など様々な悩みを抱えながら、誰にも相談できない生徒に対して、SNSを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化を未然に防止するものです。

実施の概要についてですが、2にあるとおり、区立中学校・義務教育学校の生徒。令和4年4月11日から令和5年3月31日の毎週月曜日。ただし、8月18日から9月1日は毎日実施。午後5時から9時までです。

実施結果につきましては、3にあるとおり、ともだち登録数が77名、相談件数については144件です。これは、登録については、中学校在学の約0.95%です。実際に相談に乗ったものがあつたのが144件です。

取組内容と主な成果については、4にあるとおりでございます。生徒に貸与されている端末からSNS相談を利用できるように相談方法を拡充し、スマートフォンなどを持っていない生徒からの相談ができるようになった。全ての対象者にQRコード付きの相談案内カードを配付して、本事業の周知を行った。登録者に対して定期的にプッシュ通知・呼びかけを行い、相談の活用を図った。継続的な相談も多く、「相談に勇気もらった。将来は相談員のように困っている子に寄り添ってあげたい」など、SNS相談を心のよりどころとして活用されている事例もありました。

本事業は、匿名でチャットができることによって、相談することへのハードルを下げるために重要となっています。もちろん相談できた本人の同意を前提に、専門機関へつなぐなどの対応を行っております。今年度も窓口を開設し、4月24日現在、34件、昨年度は35件の登録がございました。相談内容としては、友人関係、自分の心身の健康が多いです。こどもたちの気持ちに寄り添いながら対応しております。

また、5にお示しさせていただいたとおり、今年度から対象者を小学校及び義務教育学校の前期課程の5・6年生の児童まで広げました。また、名称を「江東区SNS教育相談」から「5to9マンデーなんでもチャット相談」に名称を変更し、親しみやすく、気軽に相談できるよう

にいたしました。

御報告は以上になります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
このSNSの相手先、チャットなどを受けていただける方というのは、
教育支援課にいらっしゃる先生方という理解で合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 これは、業者のほうにお願いをしております。委託のような形をして
おります。その相談員の皆さんは、こどもの心理に関わるような職に
就いた方ですとか、専門的に心理に詳しい方などが対応しているところ
です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ということは、月曜日に対応することになる
と思うんですけども、明けた火曜とか水曜とかに、そのときどうい
うことがあったかという報告をいただいて、何か精査するような、そう
いうイメージで合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 毎週月曜日に報告が我々のところに来ますので、内容を確認して
おります。内容によって、必要であればまたいろいろなところにつなぐよ
うに、課の中で対応していております。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。昨年のもので、報告を受けて、ちょっと業者
さんの対応に問題がありそうだったとか、こどもを別の方法で支援する
とか、業者のほうも指導するとか、そういうことはありましたか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 内容については、細かくやり取りまで連絡をいただいているところ
です。その中で特に課題があったということはございませんでした。でも、

もし必要があれば、今後、必要な対応をしていきたいと思っております。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。
最後に。これからは、業者さんは何名ぐらいで対応されているような感じでしょうか。

本多教育長 教育支援課長。

木内教育支援課長 人数は数字として把握してはいないのですが、たくさんのこどもが来ても、対応できる体制となっております。

安部委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

今年度から対象学年を5年生まで下げたというところで、年度当初からも、小学生の相談が幾つか入っているというふうに聞いています。

大事なのは、相談事を何でも拾おうということで、今回名前も変えてもらったというところがありますけれども、相談もそうですし、僕は広く広く、どんなことでもいいから話をしてもらおうということも大事なと思っているんですね。相談事じゃなくて、こんないいアイデアがあったんだけどということでも構わない。

窓口として、先ほど安部委員から質問がありましたけれども、業者が入っているんですが、そことかなり密接に連携を図っているので、こういった内容であればとって、次のステップを紹介することもできますし、逆に、そういうふうにしてもいい？ と聞きながら広げていく。様々、そういった部分で多岐にわたって対応できるようにしているところもありますので、今後、こどもたちのSOSをしっかり拾っていくという部分でも一つの重要な鍵になっていくと思いますので、うまく進めていければなというふうに思っております。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 令和4年度就学相談の状況についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 令和4年度就学相談の状況について、資料8を御覧ください。

項目1の取扱い総件数について御報告いたします。総計の最上段、330件が、実際の就学相談につながった件数です。「(363)」件という数字は、令和3年度の数字であり、以下同様でございます。

就学支援委員会取扱いの306件は、年間のスケジュールにのっとり対応したケースを意味しております。例年、7月頃から3月頃までの計25回程度開催しております。

事務局扱いというのは、転学対応や施設入所など、定例の就学支援委員会で取り扱うのではなくて、事務局で対応したケースであり、24件に対応いたしました。

継続相談は、文字どおり、今後に向けて相談を継続している、検査のみを行ったなどとなります。これらの総計は485件でした。

総計は、丸括弧内の令和3年度から33件減少しております。これは、保護者が申込みをしたときに、丁寧に聞き取りをし、幼稚園や保育園から小学校へ困り感などを伝える就学支援シートを活用して対応できたり、必要に応じて在籍校を訪問して、学校での配慮を助言したり、また、就学相談から教育相談に切り替えたことが要因だと考えられます。

小学校、中学校ごとの内訳は、下の欄のとおりです。

昨年度から、電話だけではなく、電子申請サービスを利用して、就学相談の申込みができるようになりました。53%以上が電子申請を活用され、大変好評です。

2の小学校就学先一覧ですが、縦軸の数字は就学支援委員会の判断結果を、横軸は実際の就学先を示しております。左上から右下にかけて網かけになっている部分の人数が、就学相談による相談の結果と実際の就学先が一致した件数のラインとなっております。

例えば、75名のところの意味合いですが、就学相談では、知的の特別支援学級と判断されたお子様のうち、17名が通常の学級に就学したことを意味します。そのほかは区外へ転居したケースです。

3の中学校就学先一覧ですが、表の見方は小学校と同様です。御報告は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。
表の右端の転出等というところのことで教えていただきたいんですが、こちらは、区内で支援課の皆さんも一生懸命丁寧に御説明を、相談してくださったんですが、結果としては、あまり御納得いただけずに、転居されたみたいなのが考えられますでしょうか。

本多教育長 教育支援課長。

木内教育支援課長 私立学校や、ほかの地域の学校に行かれた方もいますし、家庭の事情でということであり、トラブルによってほかのところに行かなければい

けなかったというような話は聞いておりません。

本 多 教 育 長 通常の転居ということもあります。
よろしいでしょうか。
ほかいかがでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
これより協議事項に入ります。
初めに、協議事項1 令和6年度使用教科用図書採択についてを議題
といたします。
本案について事務局より説明願います。
指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和6年度使用教科用図書採択について、資料10を御覧
ください。

本年度は、小学校及び義務教育学校前期課程で令和6年度以降使用する教科書、そして、令和6年度使用する特別支援学級の教科用図書の採
択がございました。

小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科書の採択までの手続
ですが、まず、(1)の調査部会を設置し、今回、文部科学省の検定を
合格し本区に送付される全ての教科書について調査をし、調査結果をま
とめていただきます。

次に、(2)の教育委員会が採択資料作成委員会に対して、教科書に
ついての検討及び教科書採択の際の検討材料の一つとする報告書の作成
を依頼し、教育委員会に提出を求めることとします。採択資料作成委員
会の会議は非公開、会議録・委員名については、採択終了後に公開する
ことといたします。

なお、教科書採択に関わる教育委員会は公開で行います。

資料を1枚おめくりください。別紙1は、採択資料作成委員会の委員
構成となっております。学識経験者が2名、区立学校の保護者代表が2
名、区立学校長の代表が6名の計10名で構成いたします。

次のページの別紙2は、教育委員会より採択資料作成委員会委員長へ
報告を求める文書です。

次のページ、別紙3には、江東区立学校教科用図書調査研究基準でご
ざいます。内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜の4基
準から成っており、これらの項目について全ての教科書の特徴について
整理いたします。

恐れ入ります、最初の1ページ目にお戻りください。中段に記載して
おります、採択に関する資料等についてです。教育委員会で教科書を採
択する際に活用する資料は、次の5種類を予定しております。

次に、令和6年度に使用する特別支援学級の教科用図書の採択につい

てです。特別支援学級で使用する教科用図書については、児童・生徒の障害や発達段階を考慮して、検定教科書のほか、文部科学省が著作権を有する教科用図書、さらに一般図書から教育委員会が採択することとなっております。特別支援学級の採択に関わる調査部会を設置し、その調査結果を基に教育委員会において採択を行います。

次に、教科書展示についてです。教科書展示は、江東区教育センター内の教科書センターにおいて、6月1日から6月30日まで開催いたします。今回、令和6年度使用の小学校用教科用図書、中学校用教科用図書、特別支援学級用教科用図書だけでなく、現在高等学校で使用されている教科書の展示も行います。

なお、教科書展示につきましては、より多くの方々に見ていただくために、今回、小学校の検定に合格した教科書の展示を、区立図書館と連携し、数か所の図書館で実施する予定です。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

続いて、協議事項2 江東区立学校教科用図書採択資料作成委員会委員についてを議題といたします。

本案は、人事案件を扱う審議のため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、本審議を秘密会といたします。

それでは、本案について事務局より説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 江東区立学校教科用図書採択資料作成委員会委員について、資料11を御覧ください。

先ほど今年度実施する教科用図書採択について承認いただきましたが、その中にありました採択資料作成委員会の委員について、江東区立学校教科用図書採択要綱第14条に従い、公正公平、かつ、適切な方を事務局において候補者として選定しましたので、御説明いたします。

まず、学識経験者ですが、若林彰氏、山崎洋史氏の2名でございます。

若林彰氏は、東京都において教員、指導主事、東京都教育庁指導部で主任指導主事、担当課長、多摩教育事務所で指導課長等を歴任され、公立小学校での校長を経験した後、大学教授等を経て、現在、有明教育芸

術短期大学学長を務められております。専門分野は、特別活動です。過去にも、教科用図書採択資料作成委員として御尽力いただいております。

山崎洋史氏は、様々な大学での講師や客員教授等を歴任され、現在、仙台白百合女子大学心理福祉学科教授を務められておられます。専門は、教育心理学、臨床心理学で、若林氏同様、過去にも教科用図書採択資料作成委員として御尽力いただいております。

両名共に教育について高い専門性と豊富な経験をお持ちです。

区立学校代表保護者ですが、小学校PTA会長の阿部氏、西山氏の2名です。日頃より区立小学校の教育に多くの御支援と御理解をいただいております。

区立小学校長ですが、河野校長、佐藤校長、中村校長、櫛田校長、加藤校長、古田校長の6名です。区立小学校長会の会長及び副会長、区立小学校教育研究会の会長及び副会長を務めている校長で構成しております。

以上が、採択資料作成委員会の委員候補者です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
学識経験者の2番の山崎さんについてなんですけれども、大学が仙台なのかなと思うんですが、こちらにいらっしゃるのは御負担がちょっと大きいかなと思うんですけれども、別に学校が向こうなだけで、所在地はこっちだったりとか、何かそういう交通上の御負担というのは特に問題はないと思ってよろしいのでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 そうですね。そこら辺についても、事前に打診をしたときに、問題ないということを確認しております。
以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。
なお、選定委員の氏名等につきましては、適正かつ公正な審議を確保するため、江東区立学校教科用図書採択要綱に規定する選定委員の任期

の間は非公開とすることといたしたいと存じます。

また、本来、秘密会の会議録につきましては、江東区教育委員会会議規則の規定により非開示とすることとなっておりますが、選定委員の任期満了後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第4回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。